

第百三十六回国会 農林水産委員会 議 録 第 十 号

平成八年五月十四日(火曜日) 午前九時四十二分開議

出席委員

委員長 松前 仰君

理事 松岡 利勝君

理事 初村謙一郎君

理事 田中 恒利君

理事 荒井 広幸君

理事 栗原 博久君

理事 浜田 靖一君

理事 松下 忠洋君

理事 山本 公一君

理事 須藤 浩君

理事 畑 英次郎君

理事 宮本 一三君

理事 永井 哲男君

理事 山崎 泉君

理事 篠瀬 進君

理事 小泉 晨一君

出席國務大臣

農林水産大臣 大原 一三君

出席政府委員

農林水産大臣官房長 高木 勇樹君

水産庁長官 東 久雄君

委員外の出席者

農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君

委員の異動

五月十四日

辞任

木橋 弘道君

徳田 虎雄君

同日

辞任

徳田 虎雄君

同日

辞任

補欠選任

補欠選任

同日

五月十日

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案(内閣提出第八六号)

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案(内閣提出第八八号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案(内閣提出第八九号)

水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

は本委員会に付託された。

四月二十六日

二百海里の排他的経済水域全面実施に関する陳情書外一件(神戸市中央区下山手通五の一〇の一兵庫県議院内石田一男外一名)(第二四五号)

新たな食料・農業・農村基本法制定等に関する陳情書外六件(滋賀県草津市草津三の一三三の三〇草津市議院内中瀬利和外六名)(第二四六号)

平成八年度加工原料乳保証価格等畜産物政策・価格実現等に関する陳情書外二件(北海道天塩郡遠別町字本町三遠別町議院内笹川洸志外二名)(第二四七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案(内閣提出第八六号)

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案(内閣提出第八八号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案

水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

松前委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案及び水産資源保護法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣大原一三君。

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案

水産資源保護法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○大原國務大臣 いささか長うございますが、御辛抱願いたいと思います。

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案及び水産資源保護法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

国際社会における安定した海洋の法的秩序を確立するべく、第三次国連海洋法会議において一九七三年より審議され、一九八二年に作成された海洋法に関する国際連合条約が、一昨年十一月に発効いたしました。

我が国といたしまして、同条約が海洋国家としての我が国の利益に沿うものであることを踏まえ、国際的に構築されつつある新たな国際秩序に参画していく観点から、同条約を締結するとともに、国内関連法制を整備することが必要となっております。

このため、国内法制整備の一環として、排他的経済水域及び大陸棚に関する国内法制を整備し、我が国が同条約に定めるところにより沿岸国としての主権的権利等を適切に行使することを可能とするべく、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、排他的経済水域を設定することであり、我が国が海洋法に関する国際連合条約第五部に規定する天然資源の探査、開発等、海洋環境の保護及び保全等に関する沿岸国としての主権的権利等を行使する水域として、排他的経済水域を設けるとともに、その範囲を定めることとしております。

第二に、大陸棚の範囲を明確化することであり、我が国が海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより天然資源の探査、開発等に関する沿岸国としての主権的権利等を行使する大陸棚について、その範囲を明確化することとしております。

第三に、排他的経済水域及び大陸棚における我が国の法令の適用について定めることであり、排他的経済水域または大陸棚における天然資源

の探査、開発等、人工島、施設及び構造物の設置等、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査等について、我が国の法令を適用することとしております。

二番目に、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

最近における我が国漁業を取り巻く国際情勢は、海洋法に関する国際連合条約が発効し、国際的な二百海里体制がほとんどの地域で定着してきたことを初め、公海漁場における漁業規制が強化されるなど、新たな局面を迎えております。このため、我が国周辺水域の漁業管理が、従来にも増して重要となっております。

こうした状況の中で、我が国におきましても、海洋法に関する国際連合条約を締結することとし、また、同条約に基づく排他的経済水域を設定することとしておりますが、漁業の分野においても、このような枠組みのもとで適切な措置を講じていくことが緊要な課題となっております。

我が国は、昭和五十二年に、当時進行中であった第三次国連海洋法会議の結論が出るまでの暫定措置として、漁業水域に関する暫定措置法を制定し、漁業水域を設定して、漁業等に関する官権を行使してきたところであります。我が国の排他的経済水域が設定されることを踏まえ、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使することにより海洋生物資源の適切な保存及び管理が図られるよう、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等について所要の規定を整備するため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、排他的経済水域における外国人の漁業等についての規制措置であります。

すなわち、排他的経済水域のうち、領海法において領海の幅が十二海里に満たない海域等を外国人の漁業等の禁止海域とし、この禁止海域以外の

海域につきましては、外国人は、農林水産大臣の許可を受けなければ漁業、水産動植物の採捕を行ってはならないこととしております。この許可は、農林水産大臣が定める漁獲量の限度の範囲内で、当該外国人の漁業が国際約束等に従って的確に行われること、その他政令で定める基準に該当する場合に限り行うこととしております。

また、この漁獲量の限度は、排他的経済水域における資源の動向及び我が国漁業者の漁獲の実情を基礎として、外国人の漁業の状況、外国周辺水域における我が国の漁業の状況等を総合的に考慮して行うこととしております。さらに、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案において漁獲可能量を定める海洋生物資源については、その数量を基礎とすることとしております。

第二に、排他的経済水域において、外国人は、試験研究等の目的のための水産動植物の採捕または採査を行うおとすときは、農林水産大臣の承認を受けなければならないこととしております。

第三に、我が国は、我が国起源のサケ・マス等の湖河性資源については、排他的経済水域の外側ににおきましても、海洋法に関する国際連合条約に定める第一義的利益及び責任を有するものとしております。

第四に、排他的経済水域の外側に広がる大陸棚の定着性種族について外国人が漁業等を行う場合については、排他的経済水域における漁業等の場合と同様の規制を行うこととしております。

第五に、この法律等の違反に関し船舶の拿捕が行われた場合、拿捕した外国船舶及びその乗組員について、適当な担保金等の提供により、これを早期に釈放するための制度を規定するものとしております。

三番目に、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

海洋法に関する国際連合条約は、領海、排他的経済水域、大陸棚等海洋問題一般を包括的に規律する条約であります。同条約におきましては、排他的経済水域における海洋生物資源について漁

獲可能量を決定する等の保存及び管理のための措置を沿岸国に義務づけており、国際社会の一員である我が国としても、同条約の締結に当たり当該義務の的確な履行を図っていくことが必要であります。

一方、我が国周辺海域における海洋生物資源の状況は、総じて低水準かつ悪化の傾向にあり、我が国漁業の漁獲量を見ても最盛期の三分の二にまで減少するに至っております。また、漁獲技術の進展に伴い漁獲量は資源量に対して過大となりやすい傾向にあります。このため、漁船の隻数、操業期間、操業区域等漁獲能力を中心とした従来の漁業管理に加え、漁獲量の総量に着目した漁業管理を行っていくことが必要となっております。

このような状況を踏まえて、海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図るため、漁獲量の総量に着目した資源管理に関する新たな法律制度を導入することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣による基本計画の策定であります。

農林水産大臣は、排他的経済水域等において海洋生物資源の保存及び管理を行うため、漁獲可能量の対象となる海洋生物資源の動向、漁獲可能量、実施すべき施策等を内容とする基本計画を定めることとしております。

第二に、都道府県知事による都道府県計画の策定であります。

都道府県知事は、基本計画に即して、都道府県知事が管理する漁業について実施すべき施策等を内容とする都道府県計画を定めることとしております。

第三に、都道府県知事が指定する海洋生物資源の保存及び管理であります。

都道府県知事は、基本計画において漁獲可能量

を定めることとされていない海洋生物資源について、漁獲限度量、実施すべき施策等を都道府県計画において定めることができることとしております。

第四に、漁獲可能量を管理するための措置であります。

農林水産大臣または都道府県知事は、漁獲量を漁獲可能量等の範囲内に管理するため、漁獲可能量等の対象となっている海洋生物資源の採捕の停止その他必要な命令をすることができることとしております。

第五に、協定の制度であります。

漁獲可能量等の対象となっている海洋生物資源の採捕を行う者は、当該資源の保存及び管理に関する協定を締結し、農林水産大臣または都道府県知事の認定を受けることができることとする。また、農林水産大臣または都道府県知事は、認定した協定に参加している者の求めに応じ、協定への参加のあっせんその他必要な措置を講ずることとしております。

第六に、採捕の数量等の報告であります。

海洋生物資源の採捕を行う者のうち一定の者は、海洋生物資源の採捕の数量等を農林水産大臣または都道府県知事に報告しなければならないこととしております。

最後に、水産資源保護法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

海洋法に関する国際連合条約におきましては、生物資源を含む海洋環境の保護及び保全に必要な措置をとることを沿岸国に求めており、我が国としても同条約の締結に当たり適切な措置を講ずる必要があります。

また、昨年五月には国際獣疫事務局が水産動物の輸入防疫制度を設けるよう各国に対し勧告しており、当該機関に参加する我が国としても、当該勧告に沿うよう措置する必要があります。

一方、我が国漁業者の資源管理意識の向上、消費者ニーズの多様化等を背景として、増殖または養殖に用いる水産動物の種苗の輸入が増加してお

ります。こうした中で、従来我が国においては発生を見なかつた外来の病原体が我が国に侵入し、増養殖業に大きな被害が生じてきており、これに対応するための措置をとることが求められております。

このような状況を踏まえて、海洋法に関する国際連合条約の実施等に伴い、水産動物の種苗の輸入防疫措置を講ずるための所要の改正を行うこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

本法律案の主要な内容は、輸入の許可制度の導入であります。

特定の水産動物の種苗及びその容器包装を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならぬこととする。同時に、許可の申請があつた場合には、農林水産大臣は、輸出国発行の検査証明書により伝染性疾病の病原体を広げることがないことと認めるときは、許可をしなければならぬこととしております。

以上が、これら四法案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら四法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきませうようお願い申し上げます。

○松前委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十六分散会

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律

(排他的経済水域)

第一条 我が国が海洋法に関する国際連合条約(以下「国連海洋法条約」という。)に定めるところにより国連海洋法条約第五部に規定する沿岸

国の主権的権利その他の権利を行使する水域として、排他的経済水域を設ける。

2 前項の排他的経済水域(以下単に「排他的経済水域」という。)は、我が国の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する基線をいう。以下同じ。)から、いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線(その線が我が国の基線から測定して中間線(いずれの点をとつても、我が国の基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合っている外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線)をいう。以下同じ。)を超えているときは、その超えている部分については、中間線我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線とする。)までの海域(領海を除く。)並びにその海底及びその下(大陸棚)

第二条 我が国が国連海洋法条約に定めるところにより沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する大陸棚(以下単に「大陸棚」という。)は、次に掲げる海域の海底及びその下とする。

一 我が国の基線から、いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線(その線が我が国の基線から測定して中間線を超えているときは、その超えている部分については、中間線我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線及びこれと接続して引かれる政令で定める線)とする。)までの海域(領海を除く。)

二 前号の海域(いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線)の外側に接する海域であつて、国連海洋法条約第七十六条に定めるところに従い、政令で定めるもの

(我が国の法令の適用)
第三条 次に掲げる事項については、我が国の法令(罰則を含む。以下同じ。)を適用する。

一 排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査

二 排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動(前号に掲げるものを除く。)

三 大陸棚の掘削(第一号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる事項に関する排他的経済水域又は大陸棚に係る水域における我が国の公務員の職務の執行(当該職務の執行に關してこれらの水域から行われる国連海洋法条約第百十一条に定めるところによる追跡に係る職務の執行を含む。)及びこれを妨げる行為

2 前項に定めるもののほか、同項第一号の人工島、施設及び構築物については、国内に在るものとみなして、我が国の法令を適用する。

3 前二項の規定による我が国の法令の適用に關しては、当該法令が適用される水域が我が国の領域外であることその他当該水域における特別の事情を考慮して合理的に必要と認められる範囲内において、政令で、当該法令の適用関係の整理又は調整のため必要な事項を定めることができる。

(条約の効力)
第四条 この法律に規定する事項に關して条約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附則
施行期日
第一条 この法律は、国連海洋法条約が日本国に關して効力を生ずる日から施行する。

(関税率法の一部改正)
第二条 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「基く」を「基づく」に改め、「公海」の下に「並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域」を加える。

(関税法の一部改正)
第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号、第三号及び第四号に規定する公海で採捕された水産物には、本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を含むものとする。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)
第四条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

(油濁損害賠償保障法の一部改正)
第五条 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号の二を次のように改める。

五の二 排他的経済水域等 排他的経済水域(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第 号)第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。第三十一条において同じ。)及び千九百九十二年責任条約の締約国である外国の千九百九十二年責任条約第二条(a)(ii)に規定する水域をいう。

第二条第六号ロ中「二百海里水域等」を「排他的経済水域等」に改める。

第三十一条中「二百海里水域」を「排他的経済水域」に改める。

理由
海洋法に関する国際連合条約に定めるところに

号)の一部を次のように改正する。

第二条中「基く」を「基づく」に改め、「公海」の下に「並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域」を加える。

(関税法の一部改正)
第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号、第三号及び第四号に規定する公海で採捕された水産物には、本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を含むものとする。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)
第四条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

(油濁損害賠償保障法の一部改正)
第五条 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号の二を次のように改める。

五の二 排他的経済水域等 排他的経済水域(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第 号)第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。第三十一条において同じ。)及び千九百九十二年責任条約の締約国である外国の千九百九十二年責任条約第二条(a)(ii)に規定する水域をいう。

第二条第六号ロ中「二百海里水域等」を「排他的経済水域等」に改める。

第三十一条中「二百海里水域」を「排他的経済水域」に改める。

より、排他的經濟水域を設定するとともに、我が国の大陸棚の範圍を明確化し、あわせて、排他的經濟水域及び大陸棚における我が国の法令の適用について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的權利の行使等に関する法律案

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的權利の行使等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約に定める權利を的確に行使することにより海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、排他的經濟水域における漁業等に関する主権的權利の行使等について必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「漁業」とは、水産動物物の採捕又は養殖の事業(漁業等付随行為を含む。)をいう。

2 この法律において「漁業等付随行為」とは、水産動物物の採捕又は養殖に付随する探索、集魚、漁獲物の保蔵又は加工、漁獲物又はその製品の運搬、船舶への補給その他これらに準ずる行為で農林水産省令で定めるものをいう。

3 この法律において「探索」とは、水産動物物の採捕に資する水産動物物の生息状況の調査であつて水産動物物の採捕を伴わないものをいい、「探査」とは、探索のうち漁業等付随行為に該当しないものをいう。

4 この法律において「外国人」とは、次に掲げるものをいう。

一 日本の国籍を有しない者。ただし、適法に我が国に在留する者で農林水産大臣の指定するものを除く。

二 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の団体

(排他的經濟水域における外国人の漁業等に関する法令の適用等)

第三条 外国人が我が国の排他的經濟水域(以下単に「排他的經濟水域」という。)において行う漁業、水産動物物の採捕(漁業に該当するものを除き、漁業等付随行為を含む。以下同じ。)及び探査(以下この条において「排他的經濟水域における外国人の漁業等」という。)に関しては、この法律の定めるところによる。

2 排他的經濟水域における外国人の漁業等に関しては、排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第 号)第三条第一項の規定にかかわらず、政令で定める法律(これに基づく命令を含む。)の規定は、適用しない。

3 排他的經濟水域における外国人の漁業等に関する法令の適用に関する技術的読替えについては、政令で必要な規定を設けることができる。

(漁業等の禁止)

第四条 外国人は、排他的經濟水域のうち次に掲げる海域(その海底を含む。以下「禁止海域」という。)においては、漁業又は水産動物物の採捕を行つてはならない。ただし、その水産動物物の採捕が農林水産省令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

一 領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)附則第二項に規定する特定海域である海域(我が国の基線(同法第二条第一項に規定する基線をいう。以下この号において同じ。)から、いづれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が十二海里である線までの海域に限る。)

二 海洋生物資源の保護又は漁業調整のため必要な海域として農林水産大臣の定める海域

2 外国人は、禁止海域(前項第一号の海域に限る。)においては、政令で定める場合を除き、漁獲物又はその製品を転載し、又は積み込んではならない。

(漁業等の許可)

第五条 外国人は、排他的經濟水域(禁止海域を除く。次条第一項及び第二項、第八条並びに第九条において同じ。)においては、農林水産省令で定めるところにより、漁業又は水産動物物の採捕に係る船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 その水産動物物の採捕が前条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易なものであるとき。

二 その水産動物物の採捕が第八条の承認を受けて行われるものであるとき。

三 その漁業等付随行為が第九条の承認を受けて行われるものであるとき。

2 農林水産大臣は、前項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その外国人に許可証を交付する。

3 第一項の許可を受けた外国人は、農林水産省令で定めるところにより、その行う漁業又は水産動物物の採捕に係る船舶にその旨を見やすいように表示し、かつ、当該船舶に前項の許可証を備え付けておかなければならない。

(許可の基準等)

第六条 農林水産大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、その申請に係る漁業又は水産動物物の採捕が、国際約束その他の措置により的確に実施されること、外国人が排他的經濟水域において行う漁業又は水産動物物の採捕につき農林水産省令で定める区分ごとに農林水産大臣の定める漁獲量の限度を超えないことその他政令で定める基準に適合すると認められるときでなければ、当該申請に係る許可をしてはならない。

2 前項の規定による漁獲量の限度の決定は、政令で定めるところにより、排他的經濟水域における科学的根拠を有する海洋生物資源の動向及び我が国漁業者の漁獲の実情を基礎とし、排他的經濟水域における外国人による漁業の状況、外国周辺水域における我が国漁業の状況等を総合的に考慮して行われなければならない。

3 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第 号)第二条第二項に規定する漁獲可能量を定める同条第三項に規定する特定海洋生物資源について第一項の規定による漁獲量の限度の決定を行う場合には、前項に定めるところによるほか、当該漁獲可能量を基礎としなければならない。

(入漁料)

第七条 外国人は、第五条第二項の規定により許可証の交付を受けるときは、政令で定める額の入漁料を国に納付しなければならない。

2 特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、前項の入漁料を減額し、又は免除することができる。

3 前二項に定めるもののほか、入漁料に関し必要な事項は、政令で定める。

(試験研究等のための水産動物物の採捕の承認)

第八条 外国人は、排他的經濟水域において、試験研究その他の農林水産省令で定める目的のために水産動物物の採捕を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、水産動物物の採捕に係る船舶ごとに、農林水産大臣の承認を受けなければならない。ただし、その水産動物物の採捕が第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易なものであるとき、又はその漁業等付随行為が次条の承認を受けて行われるものであるときは、この限りでない。

(外国人以外の者が行う漁業に係る漁業等付随行為等の承認)

第九条 外国人は、排他的經濟水域において、外国人以外の者が当該水域において行う漁業又は水産動物物の採捕に係る漁業等付随行為を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、漁業等付随行為に係る船舶ごとに、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(探査の承認)

第十条 外国人は、排他的經濟水域において、探査を行おうとするときは、農林水産省令で定め

るところにより、探査に係る船舶ごとに、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
(手数料等)

第十一条 前三条の承認の申請をする外国人は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を國に納付しなければならない。

2 第五條第二項及び第三項の規定は前三條の承認について、第七條第二項の規定は前項の手續料について準用する。

(制限又は条件)
第十二條 第五條第一項の許可又は第八條から第十條までの承認には、制限又は条件を付し、及びこれを變更することができる。
(許可等の取消し等)

第十三條 農林水産大臣は、第五條第一項の許可又は第九條の承認を受けた外国人が法令又は前條の制限若しくは条件に違反したときは、期間を定めて排他的經濟水域における漁業又は水産動植物の採捕の停止を命じ、又は第五條第一項の許可又は第九條の承認を取り消すことができる。

2 農林水産大臣は、第八條又は第十條の承認を受けた外国人が法令又は前條の制限若しくは条件に違反したときは、第八條又は第十條の承認を取り消すことができる。

(大陸棚の定着性種族に係る漁業等への準用等)
第十四條 第三條から前條までの規定は、大陸棚(排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律第二條に規定する区域をいう)であつて排他的經濟水域でない区域の定着性種族(海洋法に関する國際連合条約第七十七條4に規定する定着性の種族に属する生物をいう。次項において同じ。)に係る漁業、水産動植物の採捕及び探査について準用する。この場合において、必要な技術的統替えは、政令で定める。

2 前項において読み替へて準用する第四條第一項、第五條第一項及び第八條から第十條までの定着性種族は、農林水産大臣が告示する。
(溯河性資源の保存及び管理)

第十五條 我が國は、排他的經濟水域の外側の海域においても我が國の内水面において産卵する溯河性資源について、海洋法に関する國際連合条約第六十六條1の第一義的利益及び責任を有する。
(行政手續法の適用除外)

第十六條 この法律の規定による処分については、行政手續法(平成五年法律第八十八號)第二章及び第三章の規定は、適用しない。
(政令等への委任)

第十七條 この法律の規定に基づき政令又は農林水産省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は農林水産省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

2 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、第二十四條から第二十六條までの規定の実施に必要な手續その他これらの規定の施行に必要な事項については、主務省令で、その他この法律の実施に必要な手續その他その施行に必要な事項については、農林水産省令で定める。
(罰則)

第十八條 次の各号の一に該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項(第十四條第一項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第五條第一項(第十四條第一項において準用する場合を含む。)次号において同じ。又は第十條(第十四條第一項において準用する場合を含む。)違反した者

二 第十二條(第十四條第一項において準用する場合を含む。)以下この号及び次条において同じ。の規定により第五條第一項の許可に付された制限又は条件(第十二條の規定により變更されたものを含む。)に違反した者
三 第十三條第一項(第十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第十九條 第十二條の規定により第八條(第十四條第一項において準用する場合を含む。)、第九條(第十四條第一項において準用する場合を含む。)、又は第十條の承認に付された制限又は条件(第十二條の規定により變更されたものを含む。)に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十條 前二條の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物及びその製品、船舶又は漁具その他漁業、水産動植物の採捕若しくは探査の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第二十一條 第五條第三項(第十四條第一項において準用する場合を含む。)、又は第十一條第二項において準用する第五條第三項(第十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十八條、第十九條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の刑を科する。
(第二審の裁判権の特例)

第二十三條 この法律の規定に違反した罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

(担保金等の提供による釈放等)
第二十四條 この法律の規定に違反した罪その他の政令で定める罪に当たる事件(以下「事件」という。)に関して逮捕(船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕することを含む。以下同じ。)が行われた場合には、司法警察員である者であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は、当該逮捕に係る船舶の船長(船長に代わつてその職務を行う者を含む。)及び違反者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を告知しな

ればならない。ただし、事件が政令で定める外国人が行う漁業、水産動植物の採捕又は探査に係るものであるときは、この限りでない。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に對して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶その他の押収物(以下「押収物」という。)は返還されること。

二 提供すべき担保金の額
2 前項第二号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の状況に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

第二十五條 前條第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に對して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検査官に通知するものとする。

2 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

3 検査官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

第二十六條 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に関する手續において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に出頭されなかったときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、國庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出頭し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に出頭せず、又は当該押収

物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

4 担保金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

(主務大臣等)

第二十七条 前三条における主務大臣及び第十七条第二項における主務省令は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(適用の特例)

第二条 第四条から第十三条まで(第十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第十四条第二項の規定については、政令で、当該規定」とに外国人及び海域を指定して適用しないこととする事ができる。ただし、政令で期限を定めるときは、その期限までの間に限る。

(漁業水域に関する暫定措置法の廃止)

第三条 漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)は、廃止する。

(旧法の規定に基づく処分又は手続の効力)

第四条 この法律による廃止前の漁業水域に関する暫定措置法(以下「旧法」という。)又はこれに基づく命令の規定によつてした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続は、この附則に別段の定めがある場合を除き、この法律又はこれに基づき命令の相当規定によつてした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(許可証又は承認証に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法の規定により交付されている許可証又は承認証は、この法律の相当規定により交付された許可証又は承認証とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(第一審の裁判権の特例に関する経過措置)

第七条 旧法の規定に違反した罪に係る訴訟の第一審の裁判権の特例に関する旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

(担保金等の提供による釈放等に関する経過措置)

第八条 旧法第二十三条第一項に規定する事件に関する同条から旧法第二十六条までの規定の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

(外国人漁業の規制に関する法律の一部改正)

第十条 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「事業」の下に「(漁業等付随行為を含む。)」を加え、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 この法律において「漁業等付随行為」とは、水産動物の採捕又は養殖に付随する探索、集魚、漁獲物の保蔵又は加工、漁獲物又はその製品の運搬、船舶への補給その他これらに準ずる行為で農林水産省令で定めるものをいう。

4 この法律において「採捕準備行為」とは、漁具を格納しないて直ちに水産動物の採捕を行うことができる状態にする行為をいう。

5 この法律において「探索」とは、水産動物の採捕に資する水産動物の生息状況の調査であつて水産動物の採捕を伴わないものをいい、「探査」とは、探索のうち漁業等付随行為に該当しないものをいう。

第三条中「又は水産動物の採捕(漁業に該当するものを除く。以下同じ。)」を、「水産動物の採捕(漁業に該当するものを除き、漁業等付

随行為を含む。以下同じ。)、採捕準備行為又は探査」に改める。

第九条第二項中「若しくは水産動物の採捕」を、「水産動物の採捕、採捕準備行為若しくは探査」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項第七号中「(水産動物の開発又は採取に係る事業にあつては、漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)第三項第三項に規定する漁業水域において行われるものを除く。)」を削る。

理由

海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使することにより海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等について所要の規定を整備する必要がある。これが、この法案を提出する理由である。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量の管理のための所要の措置を講ずることにより、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)又は水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の確実な実施を確保し、もつて漁業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「排他的経済水域等」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水

(内水面を除く。)並びに大陸棚(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第九号)第二条に規定する大陸棚をいう。)をいう。

2 この法律において「漁獲可能量」とは、排他的経済水域等において採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの暦年の数量の最高限度をいう。

3 この法律において「特定海洋生物資源」とは、排他的経済水域等において、漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源であつて、政令で定めるものをいう。

4 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央漁業調整審議会の意見を聴かなければならない。

(基本計画)
第三条 農林水産大臣は、排他的経済水域等において海洋生物資源の保存及び管理を行うため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針
二 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項
三 特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

四 前号に掲げる漁獲可能量のうち漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業、同法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業その他農林水産省令で定める漁業(以下「指定漁業等」という。)の種類別に定める数量に関する事項

五 前号に掲げる数量について、操業区域別又は操業期間別の数量を定める場合にあつて

は、その数量に関する事項

六 第三号に掲げる漁獲可能量(第四号に掲げる数量及び政令で定める者が行う海洋生物資源の採捕に係る数量を除く。)について、海面がその区域内に存する都道府県(以下単に「都道府県」という。)別に定める数量に関する事項

七 第四号に掲げる数量(第五号に掲げる数量を定めた場合にあつては、その数量。以下「大臣管理量」という。)に関し実施すべき施策に関する事項

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

3 前項第三号に掲げる事項は、最大持続生産量を実現することができる水準に特定海洋生物資源を維持し又は回復させることを目的として、同項第二号に掲げる事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とし、特定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して定めるとする。

4 農林水産大臣は、基本計画を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、第二項第六号に掲げる数量を定めようとするときは、あらかじめ、その関係部分について関係する都道府県の知事の意見を聴くものとし、当該数量を定めたときは、遅滞なく、当該関係部分について関係する都道府県の知事に通知するものとする。

6 農林水産大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 農林水産大臣は、特定海洋生物資源ごとの動向、特定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも一回、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 農林水産大臣は、前項の検討を行うに当たっては、中央漁業調整審議会の意見を聴かなければならない。

9 第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による基本計画の変更について準用する。(都道府県計画)

第四条 都道府県の知事は、基本計画に即して、前条第二項第六号に掲げる数量に関し実施すべき施策に関する都道府県の計画(以下「都道府県計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
二 前条第二項第六号に掲げる数量に関する事項

三 前号に掲げる数量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量を定める場合にあつては、その数量に関する事項

四 第二号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあつては、その数量。第八条第二項において「特定海洋生物資源知事管理量」という。)に関し実施すべき施策に関する事項

五 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

3 都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県の知事は、都道府県計画(第二項第二号に掲げる事項を除く。第八項において同じ。)を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県の知事は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本計画の変更により都道府県計画が基本計画に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県計画に係る都道府県の知事に対し、当該都道府県計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

7 都道府県の知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県計画を変更しなければならない。

ならない。

8 都道府県の知事は、前項の場合を除くほか、次条第一項の指定海洋生物資源の動向、特定海洋生物資源又は同項の指定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも一回、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

9 都道府県の知事は、前項の検討を行うに当たっては、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

10 第三項から第五項までの規定は、第七項又は第八項の規定による都道府県計画の変更について準用する。

(指定海洋生物資源の保存及び管理)
第五条 都道府県の知事は、特定海洋生物資源でない海洋生物資源のうち、都道府県の規則で定める海域(以下「指定海域」という。)において保存及び管理を行う海洋生物資源として都道府県の規則で定める海洋生物資源(以下「指定海洋生物資源」という。)について、都道府県計画において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定海洋生物資源ごとの動向に関する事項
二 指定海洋生物資源ごとの都道府県漁獲限度(指定海域において、指定漁業等を営む者及び第三条第二項第六号の政令で定める者以外の者が採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの暦年の数量の最高限度をいう。以下同じ。)に関する事項

三 前号に掲げる数量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量を定める場合にあつては、その数量に関する事項

四 第二号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあつては、その数量。第八条第二項において「指定海洋生物資源知事管理量」という。)に関し実施すべき施策に関する事項

2 前項第二号に掲げる事項は、最大持続生産量を実現することができる水準に指定海洋生物資源

源を維持し又は回復させることを目的として、同項第一号に掲げる事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とし、指定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して定めるとする。

3 第一項の海域及び海洋生物資源を定める都道府県の規則は、都道府県の知事が当該都道府県の地先水面(排他的経済水域等)に限る。第十七条第二項において同じ。の全部又は一部の海域において都道府県漁獲限度を決定すること等により特定の海洋生物資源の保存及び管理を行う必要があると認められる場合に定めることができる。

4 都道府県の知事は、第一項の海域及び海洋生物資源を定める都道府県の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

第六条 都道府県の知事は、都道府県計画(前条第一項に掲げる事項に限る。)の実施の効果が適切に確保されるようにするため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣又は関係する都道府県の知事に對し、農林水産大臣又は関係する都道府県の知事が講ずべき措置について、必要を要請することができる。

(基本計画等の達成のための措置)
第七条 農林水産大臣は基本計画(第三条第二項第六号に掲げる事項を除く。)の達成を図るため、都道府県の知事は都道府県計画の達成を図るため、この法律の規定による措置のほか、漁業法第三十四条第一項(同法第六十三條第一項)において読み替へて準用する場合を含む。若しくは第三項、第三十九條第一項(同法第六十三條第一項)において読み替へて準用する場合を含む。、第六十五條第一項若しくは第六十六條第一項又は水産資源保護法第四條第一項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県の知事は、都道府県計画の達成を図るため漁業法第三十四條第三項の規定を適用し

ようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合において、同条第二項及び同法第三十七條第四項の規定を準用する。

(採捕の数量等の公表)

第八条 農林水産大臣は、大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該大臣管理量を超えるおそれがあるとき、当該採捕の数量その他農林水産省令で定める事項を公表するものとする。

2 都道府県の知事は、特定海洋生物資源知事管理量又は指定海洋生物資源知事管理量(以下「知事管理量」と総称する。)の対象となる採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれがあるとき、当該採捕の数量その他農林水産省令で定める事項を公表するものとする。

(助言、指導又は勧告)

第九条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による公表をした後において、大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該大臣管理量を超えないようするため必要があると認めるときは、当該大臣管理量に係る採捕を行う者に対し、当該大臣管理量に係る採捕に関し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 都道府県の知事は、前条第二項の規定による公表をした後において、知事管理量の対象となる採捕の数量が当該知事管理量を超えないようするため必要があると認めるときは、当該知事管理量に係る採捕を行う者に対し、当該知事管理量に係る採捕に関し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(採捕の停止等)

第十条 農林水産大臣は、大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該大臣管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、農林水産省令で、期間を定め、当該大臣管理量に係る採捕を行う者に対し、当該大臣管理量に係る特定海洋生物資源をとることを目的とする採捕の停止その他当該特定海洋生物資源の採捕に必要の命令をすることができる。

する採捕の停止その他当該特定海洋生物資源の採捕に必要の命令をすることができる。

2 都道府県の知事は、知事管理量の対象となる採捕の数量が当該知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、都道府県の規則で、期間を定め、当該知事管理量に係る採捕を行う者に対し、当該知事管理量に係る特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源をとることを目的とする採捕の停止その他当該特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源の採捕に必要の命令をすることができる。

(割当てによる採捕の制限)

第十一条 農林水産大臣は指定漁業等について基本計画に基づき、都道府県の知事は漁業法第六十五條第一項若しくは水産資源保護法第四條第一項の規定に基づく規則の規定又は漁業法第六十六條第一項の規定により都道府県の知事の許可その他の処分を要する漁業(第十八條第一項において「知事許可漁業」という。)について都道府県計画に基づき、採捕を行う者別に、大臣管理量又は知事管理量に係る漁獲量の限度の割当てを当該年の開始前に行うことができる。

2 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前項の割当てを行おうとするときは、少なくとも次に掲げる事項を勘案して割当ての基準を定め、これに従って割当てを行わなければならない。
一 採捕を行う者が使用する船舶の隻数又は総トン数
二 採捕を行う者の採捕の状況

3 農林水産大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県の知事は、第二項の基準を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により漁獲量の限度の割当てを受けた者は、当該割当てに係る海域においては、その受けた数量を超えて当該割当てに係る特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源の採捕を行ってはならない。

を行ってはならない。

(停泊命令)

第十二条 農林水産大臣は、大臣管理量に係る採捕を行う者が第十條第一項の命令又は前条第五項の規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるとき、その採捕を行う者に対し、当該違反行為に使用した船舶につき、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることができる。

2 都道府県の知事は、知事管理量に係る採捕を行う者が第十條第二項の命令又は前条第五項の規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるとき、その採捕を行う者に対し、当該違反行為に使用した船舶につき、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることができる。

3 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(協定の締結)

第十三条 大臣管理量に係る採捕を行う者は、当該大臣管理量に係る特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 知事管理量に係る採捕を行う者は、当該知事管理量に係る特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の都道府県の知事の認定を受けることができる。

3 前二項の協定(以下単に「協定」という。)においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 協定の対象となる海域並びに特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源及びその採捕の種類

類

二 特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源の保存及び管理の方法

三 協定の有効期間

四 協定に違反した場合の措置

五 その他農林水産省令で定める事項

(協定の認定等)

第十四条 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前条第一項又は第二項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、これらの規定による認定をするものとする。
一 協定の内容が大臣管理量又は知事管理量の管理に資すると認められるものであること。
二 協定の内容が不当に差別的でないこと。
三 協定の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

四 その他農林水産省令で定める基準
2 前項に規定するもののほか、協定の認定(協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(協定への参加のあつせん)
第十五条 第十三條第一項又は第二項の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に参加している者は、認定協定の対象となる海域において認定協定の対象となる種類の特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源について認定協定の対象となる種類の採捕を行う者であつて認定協定に参加していないものに対し認定協定を示して参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、農林水産省令で定めるところにより、同条第一項又は第二項の認定をした農林水産大臣又は都道府県の知事に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前項の規定による申請があつた場合において、認定協定に参加していない者の認定協定への参加が前

条第一項の規定に照らして相当であり、かつ、認定協定の内容からみてその者に對し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんをするものとする。

(漁業法等による措置)

第十六条 認定協定に参加している者は、その数が認定協定の対象となる海域において認定協定の対象となる特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源について認定協定の対象となる種類の採捕を行う者のすべての数の三分の二以上であつて農林水産省令で定める割合を超えていることその他の農林水産省令で定める基準に該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県の知事に対し、認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前項の規定による申出があつた場合において、漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、漁業法第三十四条第一項(同法第六十三條第一項)において読み替へて準用する場合を含む。若しくは第三項、第六十五條第一項若しくは第六十六條第一項又は水産資源保護法第四條第一項の規定による水産動物の採捕の制限等の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 都道府県の知事は、第一項に規定する申出に基づき漁業法第三十四条第三項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合において、同条第二項及び同法第三十七條第四項の規定を準用する。

4 前項の規定は、第一項に規定する申出に基づき農林水産大臣が漁業法第百三十六條の規定により同法第三十四條第三項の規定を適用しようとする場合について準用する。

(採捕の数量等の報告)

第十七条 指定漁業等を営む者であつて農林水産省令で定めるものは、排他的経済水域等において特定海洋生物資源を採捕したときは、農林水産省令で定めるところにより、採捕の数量その他採捕の状況に關し農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 指定漁業等を営む者及び第三條第二項第六号の政令で定める者以外の者であつて都道府県の規則で定めるものは、当該都道府県の地先水面において特定海洋生物資源を採捕したとき、又は当該都道府県の指定海域において当該都道府県の指定海洋生物資源を採捕したときは、都道府県の規則で定めるところにより、採捕の数量その他採捕の状況に關し農林水産省令で定める事項を当該都道府県の知事に報告しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十八条 農林水産大臣は特定海洋生物資源の採捕を行う指定漁業等を営む者その他の関係者に對し、都道府県の知事は特定海洋生物資源又は当該都道府県の指定海洋生物資源の採捕を行う知事許可漁業を営む者その他の関係者に對し、この法律の施行に必要な限度において、採捕の状況その他の必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの者の漁場、船舶、事業場、事務所若しくは倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは漁獲物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(経過措置)

第十九条 この法律の規定に基づき政令、農林水産省令又は都道府県の規則を制定し、又は改廃する場合においては、その政令、農林水産省令又は都道府県の規則で、その制定又は改廃に伴

い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十條第一項又は第二項の命令に違反した者
 - 二 第十一條第五項の規定に違反した者
 - 三 第十二條第一項又は第二項の規定による命令に違反した者
- 第二十一条 前條第一号又は第二号の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他海洋生物資源の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七條第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第二十条又は前條の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科す。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、海洋法に關する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(適用の特例)

第二条 第七條から第二十三條までの規定について

ては、政令で、特定海洋生物資源を指定して適用しないこととすることができる。ただし、政令で期限を定めるときは、その期限までの間に限る。

(基本計画及び都道府県計画に係る経過規定)

第三条 基本計画及び都道府県計画は、平成九年以降の漁獲可能量について定めるものとする。

理由

海洋法に關する国際連合条約の実施に伴い、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図るため、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量の管理のための所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水産資源保護法の一部を改正する法律案

水産資源保護法の一部を改正する法律

水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 水産動物の採捕制限等」(第四條)を「第一節 水産動物の採捕制限等(第四條)第十三條」を「第一節 水産動物の種苗の輸入防疫(第十三條)」に、「第三十五條」を「第三十五條の二」に改める。

第二章 第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 水産動物の種苗の輸入防疫

(輸入の許可)

第十三條の二 増殖又は養殖の用に供する水産動物(以下この条において「水産動物の種苗」という。)であつて省令で定めるもの及びその容器包装(当該容器包装に入れられ、又は当該容器包装で包まれた物であつて当該水産動物の種苗でないものを含む。第三項において同じ。)を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、省令で定めるところにより、当該水産動物の種苗の種類及び数量、原産地、輸入の時期及び場所その他

省令で定める事項を記載した申請書に、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果当該水産動物の種苗が水産動物の種苗の伝染性疾病(省令で定めるものに限る。)にかかつていないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る水産動物の種苗及びその容器包装が前項の検査証明書又はその写しにより水産動物の種苗の伝染性疾病の病原体を広げおそれがないと認めるときは、第一項の許可をしなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、省令で定めるところにより、許可を受ける者に対し輸入許可証を交付する。

第五章中第三十五条の次に次の一条を加える。
(経過措置)

第三十五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 第十三条の二第一項の許可を受けないで、同項の輸入をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十九条中「又は第三十七条」を「から第三十七条まで」に改める。

第四十一条中「第三十七条」を「から第三十七条まで」に改め、「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。

附則

この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

理由

海洋法に関する国際連合条約の実施等に伴い、水産動物の種苗の輸入防疫措置を講ずるため、特定の水産動物の種苗の輸入について許可を要することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。